

1.....	1
2.....	1
3.....	1
4.....	2
5.....	16
6.....	17
7.....	17
8.....	19
9.....	19

No.	意見の分野
1	I. その他
	意見 文化審議会「文化芸術推進基本計画（第2期）（中間報告）」 こちら文化庁の資料であるが、当然にこの資料やこの資料に寄せられたパブリックコメントと整合性が取れている必要があると思料する。

No.	意見の分野
2	(G1) 知財紛争解決に向けたインフラ整備
	意見 知的財産戦略推進事務局の「知的財産2023」検討の視点（案）1頁によれば、日本のイノベーションの停滞が著しく、アジア諸国の中でも韓国、シンガポール、中国に遅れるようになっていきます。日本のイノベーションの停滞は、日本の将来にも暗い影を落としており、国民の生活の負担にもつながってくる点で、日本全体の問題として知的財産戦略の検討が必要と思われます。知財紛争解決に向けたインフラ整備については、インフラを強化すべきかについて利害の対立が激しくなりがちです。日本の審議会では、コンセンサスが重視され、これは和を重視する日本人の美德と思われませんが、反面、利害の対立が強いテーマについてはコンセンサスが取れないため、改革が先送りになる問題があります。知的財産推進本部が、日本全体の観点から方針を策定し、明確な方向づけのもとで、審議会で議論することが重要と思われます。

No.	意見の分野
3	(E2) デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革
	意見 ジェネレーティブ AI、特に画像や音声、記事といった明確に権利者が存在する対象について、学習方法および学習データの開示を必須とし、著作権者の許諾を得ていない著作物や肖像権等に抵触するデータが含まれるモデルについて、研究目的以外の利用を大きく制限する必要があると考えます。これは現在問題となっている特定の著作物に対する集学習による権利侵害やフェイクニュース、特殊詐欺、児童ポルノへの対策のみならず、将来的にジェネレーティブ AI が素材集や合成音声ソフトと同等の販路を形成し、知財として広く利用されることを期待しての意見となります。EU で策定されつつある AI 規制法案も踏まえ、この国のコンテンツおよび人権の保護がなされることを願います。

No.	意見の分野
4	E. デジタル時代のコンテンツ戦略 I. その他
意見	
<p>《要旨》</p> <p>アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入すること、ダウンロード犯罪化・違法化条項の撤廃並びにTPP協定・日欧EPAの見直し及び著作権の保護期間の短縮を求める。有害無益なインターネットにおける今以上の知財保護強化、特に著作権ブロッキングに反対するとともに歴史的役割を終えた私的録音録画補償金の完全廃止を求める。今後真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が進むことを期待する。</p> <p>《全文》</p> <p>最終的に国益になるであろうことを考え、各業界の利権や省益を超えて必要となる政策判断をすることこそ知財本部とその事務局が本当になすべきことのはずであるが、知財計画2022を見ても、このような本当に政策的な決定は全く見られない上、2018年には危険極まる著作権ブロッキングのゴリ押しの検討まで行われ、2020年には非常に危ういダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲の拡大を含む著作権法改正までなされた。知財保護が行きすぎて消費者やユーザーの行動を萎縮させるほどになれば、確実に文化も産業も萎縮するので、知財保護強化が必ず国益につながる訳ではないということ、著作権問題の本質は、ネットにおける既存コンテンツの正規流通が進まないことにあるのではなく、インターネットの登場によって新たに出てきた著作物の公正利用の類型に、今の著作権法が全く対応できておらず、著作物の公正利用まで萎縮させ、文化と産業の発展を阻害していることにあるのだということを知財本部とその事務局には、まずはっきりと認識してもらいたい。特に、最近の知財・情報に関する規制強化の動きは全て間違っていると私は断言する。</p> <p>例年通り、規制強化による天下り利権の強化のことしか念頭にない文化庁、総務省、警察庁などの各利権官庁に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようであれば、今年の知財計画を作るまでもなく、知財本部とその事務局には、自ら解散することを検討するべきである。そうでなければ、是非、各利権官庁に響くはめ、その手綱を取って、知財の規制緩和のイニシアティブを取ってもらいたい。知財本部において今年度、インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化はほぼ必ず有害無益かつ危険なものとなるということをきちんと認識し、真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待し、本当に決定され、実現されるのであれば、全国民を裨益するであろうこととして、私は以下のことを提案する。</p> <p>(1) 「知的財産推進計画2022」の記載事項について：</p> <p>a) ダウンロード違法化・犯罪化問題について</p> <p>知財計画2022の第76ページにインターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューについて記載されている。2019年10月に作成され、2021年4月に更新された総合的な対策メニューにはダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲の拡大について記載されている。</p> <p>文化庁の暴走と国会議員の無知によって、2009年の6月12日にダウンロード違法化条項を含む改正著作権法が成立し、2010年の1月1日に施行された。また、日本レコード協会などのロビー活動により、自民党及び公明党が主導する形でダウンロード犯罪化条項がねじ込まれる形で、2012年6月20日に改正著作権法が成立し、2012年10月1日から施行されている。</p>	

そして、2018年12月に意見募集がされた文化庁の法制・基本問題小委員会の中間まとめにおいて、極めて拙速な検討から、このダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲を録音録画から著作物全般に拡大するとの方針が示され、その意見募集において極めて多くの懸念が示されたにもかかわらず、文化庁がこの方針を諦めずにダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲の拡大を含む著作権法改正案の提出を準備していたところ、批判の高まりを受けて2019年の通常国会提出を断念した。

その後、文化庁は、2019年10月に侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメントを行い、11月から2020年1月にかけて侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会において著作権法改正案を再検討した。しかし、この検討会における議論も法案提出の結論ありきの拙速極まるものであり、国民の声を丁寧に聞きながら、パブリックコメントに寄せられた最も主要な意見が要件によらずダウンロード違法化を行うべきではないというものであるという事を無視し、写り込みに関する権利制限の拡充、民事における原作者の権利の除外及び軽微なものの除外という弥縫策でダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲を押し通そうとし、2020年2月には、自民党が文科省に海賊版対策のための著作権法改正に関する申し入れを行い、民事刑事の両方において著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除外することを要請した。

これらの文化庁の議論のまとめ及び自民党の要請を含む形で、2020年6月5日にダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲拡大を含む改正著作権法が成立し、2021年1月1日から施行されている。

この法改正後のダウンロード違法化・犯罪化において、スクリーンショットで違法画像が付随的に入り込む場合や、ストーリー漫画の数コマ、論文の数行、粗いサムネイル画像のダウンロードの場合といった僅かな場合が除かれ、また、著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除外する事で、それなりの正当化事由を示せる様な特別な事情がある場合が除かれるが、これは本質的な問題の解消に繋がるのではなく、それでもなお、利用者が通常するであろう多くの場合のカジュアルなスクリーンショット、ダウンロード、デジタルでの保存行為が違法・犯罪となる可能性が出て来、場合によって意味不明の萎縮が発生する恐れがある事に変わりはない。これは、録音録画に関するダウンロード違法化・犯罪化同様、海賊版対策としては何の役にも立たない、百害あって一利ない最低最悪の著作権法改正の一つとなるものである。

過去のパブコメでも繰り返し書いているが、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化・犯罪化は法規範としての力すら持ち得ず、罪刑法定主義や情報アクセス権を含む表現の自由などの憲法に規定される国民の基本的な権利の観点からも問題がある。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、今のところ幸いなことに適用例はないが、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。

また、世界的に見ても、アップロードとダウンロードを合わせて行うファイル共有サービスに関する事件を除き、どの国においても単なるダウンロード行為を対象とする民事、刑事の事件は1件もなく、日本における現行の録音録画に関するダウンロード違法化・犯罪化も含め、このような法制が海賊版対策として何の効果も上がっていないことは明白である。また、ダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲の拡大は、研究など公正利用として認められるべき目的のダウンロードにも影響

する。

そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような不合理極まる規制強化・著作権検閲に対する懸念は、過去の文化庁へのパブコメ(文化庁 HP <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hokoku.html>)の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない)や知財本部へのパブコメ(知財本部のHP <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html>の個人からの意見参照)を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このようなさらなる有害無益な規制強化・著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化・犯罪化は始めからなされるべきではなかったものである。

文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものであり、その後も本質的な問題の解消に繋がる検討をなおざりに対象範囲の拡大がされたものである、百害あって一利ないダウンロード違法化・犯罪化を規定する著作権法第30条第1項第3及び第4号並びに第119条第3項等を即刻削除し、ダウンロード違法化・犯罪化を完全に撤廃することを速やかに行うべきである。

b) 著作権法におけるいわゆる間接侵害・幫助への対応について

総合的な対策メニューにはリーチサイト規制についても記載されている。

このリーチサイト規制については、2018年12月に意見募集が行われた文化庁の法制・基本問題小委員会の中間まとめにおいて、著作権侵害コンテンツへのリンク行為に対するみなし侵害規定の追加及び刑事罰付加の方針が示されたが、著作権法改正案の2019年の通常国会提出は見送られ、ダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲の拡大と合わせ、このリーチサイト規制を含む改正著作権法が2020年6月5日に成立し、2020年10月1日から施行されている。

改正著作権法のリーチサイト規制は、親告罪とされた事とプラットフォームの原則除外でかなり緩和が図られているとは思いますが、この様な法改正の本質的な必要性には疑問がある。

リーチサイト対策の検討は、著作権法におけるいわゆる間接侵害・幫助への対応をどうするかという問題に帰着する。文化庁の中間まとめを読んでも、権利者団体の一方的かつ曖昧な主張が並べられているだけで、権利者団体側がリーチサイト等に対して改正前の著作権法に基づいてどこまで何をしたのか、その対処に関する定量的かつ論理的な検証は何らされておらず、本当にどのような場合について改正前の著作権法では不十分であったのかはその後もなお不明なままであり、さらに、このような間接侵害あるいは幫助の検討において当然必要とされるはずのセーフハーバーの検討も極めて不十分なままである。

確かにセーフハーバーを確定するために間接侵害・幫助の明確化はなされるべきであるが、基本的にカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからのしみ出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。

リーチサイト規制については、その本質的な必要性に疑問のある今回の法改正後の運用を注視するとともに、知財計画2023において間接侵害・幫助への今後の対応について記載するのであれば、著作権法の間接侵害・幫助の明確化は、ネット事業・利用の著作権法上のセーフハーバーを確定するために必要十分な限りにおいてのみなされると合わせ明記するべきである。

このようなリーチサイト問題も含め、ネット上の違法コンテンツ対策、違法ファイル共有対策については、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重しつつ対策を検討してもらいたい。この点においても、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにつながる危険な規制強化の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力して検討を進めるべきである。

c) 著作権ブロッキング・アクセス警告方式について

総合的な対策メニューには著作権ブロッキングやアクセス警告方式についても言及されている。

サイトブロッキングについては、知財本部において、2018年4月の緊急対策の決定後、2018年10月まで検討が行われた。

このようなサイトブロッキングについて、アメリカでは、議会に提出されたサイトブロッキング条項を含むオンライン海賊対策法案(SOPA)や知財保護強化法案(PIPA)が、IT企業やユーザーから検閲であるとして大反対を受け、その審議は止められている。また、世界を見渡しても、ブロッキングを巡ってはどの国であれなお混沌とした状況にあり、いかなる形を取るにせよブロッキングの採用が有効な海賊版対策として世界の主要な流れとなっているとは到底言い難い。

サイトブロッキングの問題については下でも述べるが、インターネット利用者から見てその妥当性をチェックすることが不可能なサイトブロッキングにおいて、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなブロッキングは、憲法に規定されている表現の自由(知る権利・情報アクセスの権利を含む)や検閲の禁止、通信の秘密といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないものであり、決して導入されるべきでないものである。

幸いなことに、2018年10月で知財本部におけるブロッキングの検討は止まったが、多くの懸念の声が上がられていたにもかかわらず、ブロッキングありきでごり押しの検討を行ったことについて私は知財本部に猛省を求める。知財計画2023においてブロッキングについて言及するのであれば、2018年の検討の反省の弁とともに今後二度とこのような国民の基本的な権利を踏みこむ検討をしないと固く誓うとしてもらいたい。

アクセス警告方式についても、通信の監視・介入の点でブロッキングと本質的に違いはなく、その導入は法的にも技術的にも難しいとする、2019年8月の総務省のインターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会の報告書の整理を守るべきである。

その提案からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている

国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止及び通信の秘密から、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。

d) プロバイダー責任制限法の改正検討について、

総合的な対策メニューにはプロバイダー責任制限法の改正検討についても記載されている。

このプロバイダー責任制限法の改正について、総務省で検討が行われ、2020年12月に発信者情報開示の在り方に関する研究会の最終とりまとめが公表された後、改正プロバイダー責任制限法が2021年4月21日に成立し、2022年10月1日から施行されている。

この改正プロバイダー責任制限法は発信者情報開示のため原則非公開の非訟手続きを新設している。しかし、これは今までの通常の裁判による発信者情報開示とほぼ同様の手続きを非訟手続きとして規定しただけのものであって、かえって発信者情報開示に関する手続きの不透明性や複雑性が増し、いたずらに今の状況を混乱させるだけで、発信者の保護はおろか権利侵害の救済にも繋がらない懸念がある。

今後その運用を注視し、やはり混乱等が見られる様であれば、発信者情報の開示は、通信の秘密といった重要な国民の権利に関するものであるから、原則公開の訴訟手続によらなければならないものであるという事を念頭に、この新しい非訟手続きを廃止し、通常の裁判による発信者情報開示の拡充や迅速化の様な真に実効性のある検討を行うべきである。

e) 私的録音録画補償金問題について

知財計画2022の第71～72ページでは私的録音録画補償金問題についても言及されている。

権利者団体等が単なる既得権益の拡大を狙ってiPod等へ対象範囲を拡大を主張している私的録音録画補償金問題についても、補償金のそもそもの意味を問い直すことなく、今の補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大を絶対にするべきではないにも関わらず、文化庁は、実質的にブルーレイを私的録音録画補償金の対象とする著作権法施行令改正について、2022年8月から9月にかけて意見募集を行い、その後意見募集の結果について極めて恣意的にまとめた回答を出しただけで、この施行令改正の閣議決定を2022年10月21日に強行した。

文化庁の過去の文化審議会著作権分科会における数年の審議において、補償金のそもそもの意義についての意義が問われたが、文化庁が、天下一先である権利者団体のみにおもねり、この制度に関する根本的な検討を怠った結果、特にアナログチューナー非対応録画機への課金について私的録音録画補償金管理協会と東芝間の訴訟に発展した。ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金について、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしたが、移行後10年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金に合理性があるとは到底思えない。わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままである。こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当の上塗りである。

なお、世界的に見ても、メーカーや消費者が納得して補償金を払っているということはケケラも無く、権利者団体がその政治力を不当に行行使し、歪んだ「複製＝対価」の著作権神授説に基づき、不当に対象を広げ料率を上げようとしているだけというのがある国における実情である。表向きはどうあれ、大きな家電・PCメーカーを国内に擁しない欧州各国は、私的録音録画補償金制度を、外資から金を還流する手段、つまり、単なる外資規制として使っているに過ぎない。この制度における補償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどこを見ても無いのであり、この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっている。機器・媒体を離れ音楽・映像の情報化が進む中、「複製＝対価」の著作権神授説と個別の機器・媒体への賦課を基礎とする私的録音録画補償金は、既に時代遅れのものとなりつつあり、その対象範囲と料率のデタラメさが、デジタル録音録画技術の正常な発展を阻害し、デジタル録音録画機器・媒体における正常な競争市場を歪めているという現実には、補償金制度を導入したあらゆる国において、問題として明確に認識されなくてはならないことである。

今まで積み重ねられてきた、判例、保護利用小委員会などの審議会における議論、様々な関係者の意見の全てを愚弄する、2022年の不当な政令改正は到底納得できるものではない。ブルーレイレコーダーとディスクを私的録音録画補償金の対象とする事について今に至るも妥当な根拠は一つ見出せない。

今まで知財本部及び文化庁に提出した意見の通り、私は一国民、一個人、一消費者、一利用者・ユーザーとして到底納得の行かない私的録音録画補償金の対象拡大になお断固反対する。

この政令改正の意見募集などで知財計画の記載も持ち出されており、知財本部・事務局も絡んでいるとの話も聞かれるが、本当にそうであるならば知財本部・事務局もこの様な不当な政令改正に加担した事を猛省し、その過ちを認め、日本政府として速やかに方針を改めるべきである。

文化庁に集まった2406件のこの政令改正に関する意見の全文を速やかに公表するとともに、政令を元に戻す閣議決定を行う事を私は求める。その上で、中立的な第三者による調査により、前提となっていた旧来の形の私的録音録画自体もはや時代遅れになり少なくなっているという事を示し、全関係者が参加する公開の場で議論し、私的録音録画補償金制度は歴史的役割を終えたものとして完全に廃止するとの結論を出すべきである。

(2) その他の知財政策事項について：

a) 生成AI・人工知能の様な新技術と著作権の関係に関する検討について

機械学習の発展により、かなりの精度で文章や絵などを自動的に計算して生成するいわゆる生成AI・人工知能が話題となっている事から、政府・与党でもこの様な生成AIと著作権の関係について今後検討を行う事が予想される。

その様な検討自体に反対はしないが、検討する場合は、この様な新技術の発展が速い事や国際動向等にも照らし、かえって社会的混乱を招き、技術の発展を阻害する恐れが強い、法改正によって新たな規制を行う事や新しい権利を付与する事には極めて慎重であるべきである。

知財計画2023において生成AI・人工知能の様な新技術と著作権の関係に関する検討について記載する場合には、技術の発展や国際動向等にも留意し、法改正によって新たな規制を行う事や新しい権利を付与する事には慎重である事を基本的な方針として合わせ明記するべきである。

なお、今国会に提出されている、デジタル空間に形態模倣規制を導入する不正競争防止法改正案には賛同するが、メタバースとの関連でも、これ以上の法改正には慎重であるべきである。

b) 秘密特許制度（経済安保法案の特許非公開関連部分）について

2022年2月にとりまとめられた経済安全保障法制に関する有識者会議の提言に基づき、秘密特許制度（特許非公開制度）を含む経済安全保障法案が2022年5月11日に国会で可決・成立し、その施行を待つ状態にある。

この法律により導入されようとしている秘密特許制度は、論文等の研究成果の公表は自由という前提と矛盾を来しており、その根拠となる立法事実があるのか、「公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明」についてまともに判断できるのか、その様なものが今の日本で本当に出願されているのか、出願され得るのか、罰則までつける事が妥当かなど、そもそも大いに疑わしいものである。

また、この法律はあらゆる重要事項をほぼ全て政省令に落とす不明確な形で条文化されており、国会審議における政府回答によってもその明確化が完全に図られているとは言い難く、この秘密特許制度が恣意的に運用されると、国の安全保障に役立たないのは無論の事、かえって国として本来促進すべき技術分野の研究開発、国内外での特許取得活動に大きな萎縮が発生する可能性すらある。

その様な萎縮を発生させないよう、その政省令及び具体的な運用に関する指針を速やかに公表して意見募集を行い、集まった意見を政省令等に反映し、制度開始まで十分な期間を取って周知を行うべきである。

c) オンライン手続きのための権利制限を含む著作権法改正案について

今国会に、立法・行政においてオンライン手続きを可能とする著作権法改正案と、民事訴訟法による通常の民事訴訟以外の家事事件などのオンライン化に対応する著作権法上の権利制限の拡充を含む関係手続電子化法案が提出されている所であり、これらの権利制限を含む法改正案の早期成立を期待する。

なお、今回の著作権法改正案には、拡大集中ライセンス制度に類似した新制度の導入も含まれているが、この新制度の運用について、DX時代への対応というその目的を踏まえ、相談・申請から利用許可までの全手続きをネットだけで完結する様にするべきであり、その手数料も公的な支援や授業目的公衆送信補償金制度の共通目的事業等の活用によりなるべく低廉化を図るべきである。

d) 環太平洋経済連携協定（TPP）などの経済連携協定（EPA）に関する取組について

TPP協定については、2015年10月に大筋合意が発表され、文化庁、知財本部の検討を経て、11月にTPP総合対策本部でTPP関連政策大綱が決定され、さらに2016年2月に署名され、3月に関連法案の国会提出がされ、11月の臨時国会で可決・成立し、2017年1月20日に参加国として初めての国内手続きの完了に関する通報が行われた。

しかし、この国内手続きにおいて、日本政府は、2015年10月に大筋合意の概要のみを公表し、11月のニュージーランド政府からの協定条文の英文公表時も全章概要を示したのみで、その後2ヶ月も経って2016年1月によりやく公式の仮訳を公表するなど、TPP協定の内容精査と

政府への意見提出の時間を国民に実質与えない極めて姑息かつ卑劣なやり方を取っていたと言わざるを得ない。

そして、公開された条文によって今までのリーク文書が全て正しかったことはほぼ証明されており、TPP協定は確かに著作権の保護期間延長、DRM回避規制強化、法定賠償制度、著作権侵害の非親告罪化などを含んでいる。今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など本来論外だったものである。

その後、日本政府は、アメリカ抜きで11カ国でのTPP11協定を推進し、2017年11月に大筋合意が発表され、その中で最もクリティカルな部分である著作権と特許の保護期間延長とDRM規制の強化の部分が凍結されたにもかかわらず、これらの事項を含む国内関連法改正案を2018年3月に国会に提出し（6月に可決・成立）、2018年12月のTPP11協定の発効とともに施行するという戦後最大級の愚行をなした。このようになし崩しで極めて危険な法改正がなされたことを私は一国民として強く非難する。

2017年12月には、同じく著作権の保護期間延長を含む日EU（欧）EPA交渉も妥結され、2018年2月に発効している。しかし、この日欧EPA交渉もTPP協定同様の姑息かつ卑劣な秘密交渉で決められたものである。その内容についてほとんど何の説明もないままに著作権の保護期間延長のような国益の根幹に関わる点について日本政府は易々と譲歩した。これは完全に国民をバカにしているとしか言いようがない。

2020年9月に大筋合意され、2021年1月に発効している、同じく著作権の保護期間延長を含む日英EPAについても同様である。

これらのTPP協定、日欧EPA及び日英EPAについてその内容の見直しを各加盟国に求めること及び著作権の保護期間の短縮について速やかに検討を開始することを私は求める。

また、TPP交渉や日欧EPA交渉のような国民の生活に多大の影響を及ぼす国際交渉が政府間で極秘裏に行われたことも大問題である。国民一人一人がその是非を判断できるよう、途中経過も含めその交渉に関する情報をすべて速やかに公開するべきである。

e) DRM回避規制について

経産省と文化庁の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法と著作権法の改正案がそれぞれ以前国会を通され、2018年に不正競争防止法がさらに改正され、2020年の改正著作権法にも同様の事項が含まれているが、これらの法改正を是とするに足る立法事実は何一つない。不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされ、十二分以上に規制がかかっているのであり、これ以上の規制強化は、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。

特に、DRM回避規制に関しては、有害無益な規制強化の検討ではなく、まず、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的な領域でのコピーコントロール回避規制（著作権法第30条第1項第2号）の撤廃の検討を行うべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回

避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。何ら立法事実の変化がない中、ドサクサ紛れに通された、先般の不正競争防止法改正によるDRM規制の強化や、以前の著作権法改正で導入されたアクセスコントロール関連規制の追加等について、速やかに元に戻す検討がなされるべきである。

TPP協定にはDRM回避規制の強化も含まれており、上で書いた通り、これ以上のDRM回避規制の強化がされるべきではなく、この点でも私はTPP協定の見直しを求める。

f) 海賊版対策条約 (ACTA) について

ACTAを背景に経産省及び文化庁の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法及び著作権法の改正案が以前国会を通され、ACTA自体も国会で批准された。しかし、このようなユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含む条約の交渉、署名及び批准は何ら国民的なコンセンサスが得られていない中でなされており、私は一国民としてACTAに反対する。今なおACTAの批准国は日本しかなく、日本は無様に世界に恥を晒し続けている。もはやACTAに何ら意味はなく、日本は他国への働きかけを止めるとともに自ら脱退してその失敗を認めるべきである。

g) 一般フェアユース条項の導入について

2018年に個別の権利制限を拡充する著作権法改正がなされており、これはその限りにおいて評価できるものではあるが、本当の意味で柔軟な一般フェアユース条項を入れるものではない。

一般フェアユース条項については、一から再検討を行い、ユーザーに対する意義からも、アメリカ等と遜色ない形で一般フェアユース条項を可能な限り早期に導入するべきである。特に、インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものである。

今後の検討によっても幾つかの個別の権利制限が追加される可能性があるが、これらはあった方が良いものとは言え、到底一般フェアユース条項と言うに足るものではなく、これでは著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。

著作物の公正利用には変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、不当にその範囲を不当に狭めるべきでは無く、その範囲はアメリカ等と比べて遜色の無いものとされるべきである。ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならない。

また、「まねきTV」事件などの各種判例からも、ユーザー個人のみによって利用されるようなクラウド型サービスまで著作権法上ほぼ違法とされてしまう状況に日本があることは明らかであり、このような状況は著作権法の趣旨に照らして決して妥当なことではない。ユーザーが自ら合法的に入手したコンテンツを私的に楽しむために利用することに著作権法が必要以上に介入することが許されるべきではなく、個々のユーザーが自らのためのものに利用するようなクラウド型サービスにまで不必要に著作権を及ぼし、このような技術的サービスにおけるトランザクションコストを過大に

高め、その普及を不当に阻害することに何ら正当性はない。この問題がクラウド型サービス固有の問題でないのはその通りであるが、だからといって法改正の必要性がなくなる訳ではない。著作権法の条文及びその解釈・運用が必要以上に厳格に過ぎクラウド型サービスのような技術の普及が不当に阻害されているという日本の悲惨な現状を多少なりとも緩和するべく、速やかに問題を再整理し、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入し、同時にクラウド型サービスなどについてもすくい上げられるようにするべきである。

権利を侵害するかしないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってもらいたい。

個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処するべきとする意見もあるが、文化庁と癒着権利者団体が結託して個別規定すらなかなか入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加されているという惨憺たる現状において、個別規定の追加はこの問題における真の対処たり得ない。およそあらゆる権利制限について、文化庁と権利者団体が結託して、全国民を裨益するだろう新しい権利制限を潰すか、極めて狭く使えないものとして来たからこそ、今一般規定が社会的に求められているのだという、国民と文化の敵である文化庁が全く認識していないだろう事実を、政府・与党は事実としてはっきりと認めるべきである。

h) コピーワンス・ダビング10・B-CAS問題について

私はコピーワンスにもダビング10にも反対する。そもそも、この問題は、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能するB-CASシステムの問題を淵源とするのであって、このB-CASシステムと独禁法の関係を検討するということを知財計画2023では明記してもらいたい。検討の上B-CASシステムが独禁法違反とされるなら、速やかにその排除をして頂きたい。また、無料の地上放送において、逆にコピーワンスやダビング10のような視聴者の利便性を著しく下げる厳格なコピー制御が維持されるのであれば、私的録画補償金に存在理由はなく、これを速やかに廃止するべきである。

i) 著作権検閲・ストライクポリシーについて

ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策が警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で行われており、警察によってファイル共有ネットワークの監視も行われているが、このような対策は著作権検閲に流れる危険性が極めて高い。

フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーは、2009年6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利

の1つとしてとらえられるとされ、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定されている。ネット切断に裁判所の判断を必須とする形で導入された変形ストライク法も何ら効果を上げることなく、フランスでは今もストライクポリシーについて見直しの検討が行われており、2013年7月にはネット切断の罰が廃止されている。日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、警察庁などが絡む形で検討されている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で進めることが担保されなくてはならない。

j) 著作権法へのセーフハーバー規定の導入について

動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられた「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件や、1対1の信号転送機器を利用者からほぼ預かるだけのサービスが放送局に訴えられ、最高裁判決で違法とされた「まねきTV」事件等を考えても、今現在、カラオケ法理の適用範囲はますます広く曖昧になり、間接侵害や著作権侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態がなお続いている。間接侵害事件や著作権侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうのでは、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならない範囲を著作権法上きちんと確定することは喫緊の課題である。ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。

知財計画2023において、プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付け等を行わないことを合わせ明記するとともに、間接侵害や刑事罰・著作権侵害幫助も含め著作権法へのセーフハーバー規定の速やかな導入を検討するとしてもらいたい。この点に関しては、逆に、検閲の禁止や表現の自由の観点から技術による著作権検閲の危険性の検討を始めてもらいたい。

k) 二次創作規制の緩和について

2014年8月のクールジャパン提言の第13ページに「クリエイティビティを阻害している規制についてヒアリングし規制緩和する。コンテンツの発展を阻害する二次創作規制、ストリートパフォーマンスに関する規制など、表現を限定する規制を見直す。」と記載されている通り、二次創作は日本の文化的創作の原動力の一つになっており、その推進のために現状の規制を緩和する必要がある。これは知的財産に関わる重要な提言であり、二次創作規制を緩和するという記載を知財計画2023においてもそのまま取り入れ、政府としてこのような規制の緩和を強力に推進することを重ねてきちんと示すべきである。

1) 著作権等に関する真の国際動向について国民へ知らされる仕組みの導入及び文化庁ワーキンググループの公開について

WIPO等の国際機関にも、政府から派遣されている者はいると思われ、著作権等に関する真の国際動向について細かなことまで即座に国民へ知らされる仕組みの導入を是非検討してもらいたい。

また、2013年からの著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム及び2015年からの新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチームの審議は公開とされたが、文化庁はワーキングチームについて公開審議を原則とするにはなお至っていない。上位の審議会と同様今後全てのワーキンググループについて公開審議を原則化するべきである。

m) 天下りについて

以前文部科学省の天下り問題が大きく報道されたが、知財政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、知財政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を知財本部において決定して頂きたい。

(これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定してもらえらるなら、それに超したことはない。)

(3) その他一般的な情報・ネット・表現規制について

知財計画改訂において、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目は削除されているが、常に一方的かつ身勝手な主張を繰り返す自称良識派団体が、意味不明の理屈から知財とは本来関係のない危険な規制強化の話を知財計画に盛り込むべきと主張をしていくことが十分に考えられるので、ここでその他の危険な一般的な情報・ネット・表現規制強化の動きに対する反対意見も述べる。今後も、本来知財とは無関係の、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目を絶対に知財計画に盛り込むことのないようにしてもらいたい。

a) 青少年ネット規制法・出会い系サイト規制法について

そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が検討されるべきものである。また、出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、この出会い系サイト規制法の改正についても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきである。

b) 児童ポルノ規制・サイトブロッキングについて

児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。

閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例え児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されてい

る「知る権利」を不当に害するものとなる。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、エスパーでもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではない。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得ない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持が規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことである。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つない。いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを私は見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くなならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではない。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ない。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されない。この点で、2012年6月にスウェーデンで漫画は児童ポルノではないとする最高裁判決が出されたことなども注目されるべきである。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つない。

既に、警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明な中間団体を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、ブロッキング等が行われているが、いくら中間に団体を介そうと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなリストに基づくブロッキング等は、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないのであり、小手先の運用変更などではどうにもならない。

児童ポルノ規制法に関しては、提供及び提供目的での所持が禁止されているのであるから、本当

に必要とされることはこの規制の地道なエンフォースであって有害無益かつ危険極まりない規制強化の検討ではない。DVD販売サイトなどの海外サイトについても、本当に児童ポルノが販売されているのであれば、速やかにその国の警察に通報・協力して対処すべきだけの話であって、それで対処できないとするに足る具体的根拠は全くない。警察自らこのような印象操作で規制強化のマッチポンプを行い、警察法はおろか憲法の精神にすら違背していることについて警察庁は恥を知るべきである。例えばそれが何であろうと、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生し得えないのであり、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないサイトブロッキングは即刻排除するべきであり、そのためのアドレスリスト作成管理団体として設立された、インターネットコンテンツセーフティ協会は即刻その解散が検討されてしかるべきである。

なお、民主主義の最重要の基礎である表現の自由に関わる問題において、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならないことであり、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ていることは決して無視されてはならない。例えば、欧米では既にブロッキングについてその恣意的な運用によって弊害が生じていることや、アメリカにおいても、2009年に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、2011年6月に連邦最高裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていること、ドイツで児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、最終的に完全に廃止されたことなども注目されるべきである（<https://www.zdnet.de/41558455/bundestag-hebt-zensursula-gesetz-endgueltig-auf/>参照）。スイスの2009年の調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制・ブロッキングの根拠は完全に否定されているのである。


（<https://bmcp psychiatry.biomedcentral.com/articles/10.1186/1471-244X-9-43>参照）。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されてはならない。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきである。

そして、単純所持規制に相当し、上で書いた通り問題の大きい性的好奇心目的所持罪を含む児童ポルノの改正法案が国会で2014年6月18日に可決・成立し、同年6月25日に公布され、2015年7月15日に施行された。この問題の大きい性的好奇心目的所持罪を規定する児童ポルノ規制法第7条第1項は即刻削除するべきであり、合わせ、政府・与党においては、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきである。

さらに、性的好奇心目的所持罪を規定する児童ポルノ規制法第7条第1項を削除するとともに、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、また、法的拘束力はないが、明らかに表現の自由に抵触する規制を推奨している、2019年9月の児童の権利委員会による児童ポルノ規制に関するガイドラインは全面的に見

	<p>直すべきであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけてもらいたい。</p> <p>また、様々なところで検討されている有害サイト規制についても、その規制は表現に対する過度広汎な規制で違憲なものとしか言いようがなく、各種有害サイト規制についても私は反対する。</p> <p>c) 東京都青少年健全育成条例他、地方条例の改正による情報規制問題について</p> <p>東京都でその青少年健全育成条例の改正が検討され、非実在青少年規制として大騒ぎになったあげく、2010年12月に、当事者・関係者の真摯な各種の意見すら全く聞く耳を持たれず、数々の問題を含む条例案が、都知事・東京都青少年・治安対策本部・自公都議の主導で都議会で通された。通過版の条例改正案も、非実在青少年規制という言葉こそ消えたものの、かえって規制範囲は非実在性犯罪規制とより過度に広汎かつ曖昧なものへと広げられ、有害図書販売に対する実質的な罰則の導入と合わせ、その内容は違憲としか言わざるを得ない内容のものである。また、この東京都の条例改正にも含まれている携帯フィルタリングの実質完全義務化は、青少年ネット規制法に精神にすら反している行き過ぎた規制である。さらに、大阪や京都などでは、児童ポルノに関して、法律を越える範囲で勝手に範囲を規定し、その単純所持等を禁止する、明らかに違憲な条例が通されるなどのデタラメが行われている。</p> <p>これらのような明らかな違憲条例の検討・推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。また、当事者・関係者の意見を完全に無視した東京都における検討など、民主主義的プロセスを無視した極めて非道なものとしか言いようがなく、今後の検討においてはきちんと民意が反映されるようにするため、地方自治法の改正検討において、情報公開制度の強化、審議会のメンバー選定・検討過程の透明化、パブコメの義務化、条例の改廃請求・知事・議会のリコールの容易化などの、国の制度と整合的な形で民意をくみ上げるシステムの地方自治に対する法制化の検討を速やかに進めてもらいたい。また、各地方の動きを見ていると、出向した警察官僚が強く関与する形で、各都道府県の青少年問題協議会がデタラメな規制強化騒動の震源となることが多く、今現在のデタラメな規制強化の動きを止めるべく、さらに、中央警察官僚の地方出向・人事交流の完全な取りやめ、地方青少年問題協議会法の廃止、問題の多い地方青少年問題協議会そのものの解散の促進についても速やかに検討を開始するべきである。"</p>
--	--

No.	意見の分野
5	(E4) 海賊版・模倣品対策の強化
	意見
	<p>■■■■■という多くの知的財産を侵害し著作権法違反で起訴された犯罪者が未だにのうのうと犯罪自慢で社会の底辺層にウケている。</p> <p>国会議員の資格を失った■■■■■の行動と類似しており、明確に犯罪と自覚した上で害悪な行動を行う確信犯であり、刑期による社会的制裁が無意味なものになっている。</p> <p>未だ漫画村によってネット上にアップロードされた違法コピーデータは類似の犯罪を行う者又は企業によって今でも経済被害を生み出し続けているのに当の加害者がまるで開き直り自己正当化を続けまるで「オウム真理教」のカルト宗教の様に信者を集めそれらと徒党を組んで世の中に害悪をまき散らすのはあまりにも醜悪である。</p>

	<p>これは著作権侵害等の知的財産侵害行為における加害者への制裁があまりにも軽すぎる為、大した社会的制裁になっていないのではないのでしょうか？</p> <p>犯罪加害者のカルト教祖化を抑止する為にもアメリカ合衆国法の「サムの子・1984年犯罪被害者法」法のような加害を続ける意思のある犯罪者から活動資金を収奪する必要があると思われます。</p> <p> 容疑者</p> <p>サムの子 https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B5%E3%83%A0%E3%81%AE%E6%81%AF%E5%AD%90%E6%B3%95</p>
--	---

No.	意見の分野
6	<p>I. その他</p> <p style="text-align: center;">意見</p> <p>全放送局(BS、CSの有料放送も含む)の過去のスポーツ中継の映像コンテンツ(海外の試合・レースの日本語実況も含む)を合法的なアーカイブ政策をお願い致します。</p> <p>各放送局は過去のスポーツ中継の映像コンテンツのアーカイブに積極になっていません。</p> <p>地上波のTverや各有料放送の放送局のオンデマンドも見逃し配信の期間が決められていて、本当のアーカイブ残していません。</p> <p>放送局はスポーツ中継を一度放映したらそのままお蔵入りにしているのが現状です</p> <p>インディカー・シリーズ公式は70年の著作権保護期間があるにもかかわらず、YouTubeで過去のレース映像を無料アーカイブを少しずつですが公開しています(英語実況)</p> <p>著作権を主張しているのであればこのYouTube、ニコニコ動画みたいなプラットフォームで過去(特に80年代、90年代、2000年代)のスポーツ中継の映像コンテンツに触れる機会を正規で作っていただきたいです</p> <p>もししないのであれば視聴者が持っている物でやるべきです</p> <p>実際インディカー・シリーズ公式はYouTubeの視聴者の持っている映像(https://youtu.be/KSEPeC5uivs)を公式ブログ(https://www.indycar.com/News/2014/02/2-26-1995-Indy-500-winner-Villeneuve-returns)で掲載しています</p> <p>ゲームのアーカイブが遅れているとありましたがスポーツ中継の映像コンテンツのアーカイブも遅れています。</p> <p>過去ゲーム・アニメ・漫画だけでなく、この過去のスポーツ中継のコンテンツの日本語実況のアーカイブ活用政策(YouTube、ニコニコ動画)も是非お願い致します</p>

No.	意見の分野
7	<p>(E4) 海賊版・模倣品対策の強化</p> <p style="text-align: center;">意見</p> <p>CODA及び会員社は、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に掲げられている著作権に関する普及啓発、正規版流通促進の支援、海賊版サイトへの共同エンフォースメント、違法コンテンツの削除要請、CDNへの削除要請、検索エンジンにおける検索結果表示抑止、広告への対策、フィルタリングの要請などはすでに実施しており、今後も引き続き対策を継続する。</p> <p>「国際連携・国際執行の強化」を目的に、エシカルハッカーと連携し、合法的な各種調査を実施することにより、海賊版サイトの運営者を特定し、居住する当該国に対して摘発を求めていく活動に</p>

は特に注力しており、2022年度は、中国における漫画の海賊版サイト「漫画 BANK」の行政摘発、中国における日本人向けアニメの最大級海賊版サイト「B9GOOD」の刑事摘発、スペインの広告配信事業者に対する広告出稿の警告・中止などを実現した。

今後もこれら国際連携・国際執行の実現にあたっては、我が国政府及び当該国在外公館等の支援・協力は必要不可欠である。

(1)政府の支援強化

政府として、対策メニューに限定することなく、また権利者ばかりでなく、関係者が一丸となってあらゆる海賊版対策を講じることへの支援の強化を要望する。

(2)事業者による身元確認の徹底

海賊版サイト運営のためのサービスを提供する事業者は、権利者による情報開示請求が行われた際、個人を特定し得る情報が必ず提供されるよう、顧客情報の身元確認を確実にし、その上でサービスが提供されるように義務付けることを要望する。

(3)発信者情報開示請求における開示対象の見直し

海賊版サイト運営者の特定のために重要となる発信者情報開示に関し、発信者が使用しているアカウントと密接な関連のある情報、例えば、「クレジットカード名義」および「広告収益を受け取るためのアカウント」も開示対象となるようプロバイダ責任制限法若しくは同法施行規則を改正するか、又は総務省においてそのような解釈をガイドライン等でお示しいただくことを要望する。

発信者がサービスを使うためにクレジットカードの登録をしている場合、そのクレジットカード名義の氏名と、発信者が利用するアカウント情報に登録された氏名の2つの氏名が存在し得る。後者は本人確認されていない場合が多く、クレジットカード名義は真実である可能性が高いが、クレジットカード登録は発信者のアカウント情報とは別の登録であるという理由で、あるいはクレジットカード名義はそもそも「氏名又は名称」（プロバイダ責任制限法施行規則2条1号）にあたらないのではないかと理由で、後者の氏名（アカウント情報に登録された氏名）しか開示されない場合がある。また、動画投稿のために登録が必要なアカウントと、そのアカウントから投稿された動画からの広告収益を受け取るための送金先等を登録するアカウントとは別のものという理由で、後者の情報は発信者情報にあたらないとの指摘がある。本人確認することなく無料で作成できるアカウントより、収益を受け取るために本人確認されたアカウント情報の方が、発信者の特定に資すると考える。

(4)サービス提供事業者の日本法人による有害情報問題解決の義務化

海外に拠点を置く事業者であったとしても、少なくとも日本でサービスを展開している事業者については、有害情報問題に関して日本法人で解決できるよう義務付けることを要望する。

現状では、著作権侵害について削除申請しても対応がなされず、問い合わせ窓口も機能していない事業者が存在する。また、問い合わせができたとしても「本国に確認する」として、回答に長時間を要することや、理由が分からないまま解決できないことも少なくない。

(5)著作権侵害から広告収益を得ている事業者に対する規制について

動画投稿サイトでは、動画の閲覧数に応じて広告収益を得ることができる仕組みをとっており、この仕組みを悪用して、著作権侵害投稿で広告収益を得ているアカウントが多数存在している。しかし、そのようなアカウントへの積極的な対応や自主規制を行わず、権利者からの権利侵害申告に対しても、投稿者への広告収益の支払をストップすることはしない事業者がいる。最終的に事業者側にも広告収益が入るため、いわば権利侵害によって事業者側も不当な利益を得ている状況が存在

	<p>する。そのような事業者に対する、実態に即した規制についての検討を要望する。</p> <p>(6) 司法的ブロッキングの在り方について基礎的な検討の開始 「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」は、2019年10月に策定されてからすでに3年以上が経過している。同対策メニューは、第1段階から第3段階までを掲げ、それらを段階的に実施するとしている。第3段階である「ブロッキング」につき、「裁判所の判断に基づく司法的ブロッキング」の在り方について、他の取組の効果や被害状況等を見つつも、技術・法律の両面における基礎的な検討を始めていただくことを要望する。</p> <p>《要旨》(200文字以下) CODA 及び会員社は、インターネット上の海賊版に対しあらゆる対策を継続する。その上で(1)政府の支援強化、(2)事業者による身元確認の徹底、(3)発信者情報開示請求における開示対象の見直し、(4)サービス提供事業者の日本法人による有害情報問題解決の義務化、(5)著作権侵害から広告収益を得ている事業者に対する規制強化、(6)司法的ブロッキングの在り方について技術・法律の両面における基礎的な検討の開始、の6点を要望する。</p>
--	---

No.	意見の分野
8	B. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化
	意見
	<p>コーポレートガバナンスコードの仕組みの活用に関し、 「知財・無形資産について資産の形成と捉えること」 との表現がありますが、まさに CGC の知財関連箇所の改訂はここにあると認識しています。このため、知財・無形資産の直接的な財務価値評価についてより具体的な道筋や事例などを、諸外国のものを含めて、国やその機関から紹介して戴ければ国内企業の知財資産への評価や投資活動が活発になるように考えます。</p>

No.	意見の分野
9	I. その他
	意見
	<p>■は現在、NICT(国立研究開発法人情報通信研究機構)が主催する Beyond 5G 研究開発促進事業(以下、B5G 事業)において、B 5 G(知財化・)標準化アドバイザーの任にあり、これまでに大学の先生方を代表とする幾つかの研究委託先の支援を実施してまいりました。</p> <p>そこで以下、この活動を通じて得た知見を元に、「知的財産推進計画 2023」の策定に向けて幾つかコメントをさせていただきます。</p> <p>「3.標準の戦略的活用の推進 (1) 官民一丸となった重点的な標準活用推進」に関して B5G 事業では、標準化アドバイザーへの活動支援ツールとして、「標準化マップ」の作成と提供というものがありません。これは支援先が興味を持つ標準化団体(SDO)への参加可否を判断すべく、当該 SDO の活動内容や関連文書などを調査、マップ化して提供するというものでした。</p> <p>しかしこれを実際に実施しようとする、多くの SDO において入力/出力文書などの閲覧は参加メンバーに限定されていることが判明し、残念ながら参加可否判断に使えるような「標準化マップ」の作成は非常に困難であることが判りました。</p> <p>そこで■は、別案として、対象とする SDO に実際に参加するメンバーに直接ヒヤリングを実施することが有効であろうと考え、支援先からの要請を受けて、まずは自らの個人的なつてをたどって MPEG 関連標準化活動の第一人者へのヒヤリングを設定、実施しました。</p>

その結果、支援先からは、参加可否を検討する上で気になっていた多くの疑問が解消され、非常に有意義であったと大層喜ばれました。

他方で、これはあくまで■■■■の個人的な付き合いから実施した結果、ヒヤリング対象者には”無償ボランティア”を強制するかたちとなってしまう、このようなやり方を継続的にこなうことは非常に困難であるとの結論を得ました。

そこで、より良い方法を探るべく NICT 他関係者と協議した結果、この「外部有識者ヒヤリング」を B5G 事業の正式な制度にすべく、必要な制度整備をおこなうことになりました。

具体的には、(例えば所望の SDO の国内委員会代表者など)ヒヤリングをおこないたい外部有識者が居て、事前交渉の結果引き受けて下さることになった場合、NICT から正式な「支援依頼書」を発行して当該外部有識者へ送付し、ヒヤリング後には(これをコーディネートした)B5G 標準化アドバイザーが「支援実施報告書」を作成、NICT に提出すること、そして当該外部有識者には、規定に従った謝金をお支払いすることなどを制度化しました。

現在、この方針に基づいて二度目のヒヤリングを実施し、その有効性を確認しているところです(少なくとも支援先からは、その有効性について、今回も非常に高い評価を頂戴しています)。

さて、現在我が国では標準化人材の育成が喫緊の課題となっていますが、残念ながら非常に専門性が高く特殊で閉じられた世界であることから、偶々周りに標準化活動の経験者が居るなどといった特別な環境でもない限り、新人が標準化活動に取り組むのは非常に障壁が高いと言わざるを得ません。

このような状況を打破する手段の1つとして、今回の B5G 事業での取り組みは1つのヒントになるのでは、と拝察する次第です。

更に言えば、後進の育成に関心を持つ SDO 関連外部有識者をリスト化しておき、それらの方々へのヒヤリングを所望する方とのマッチングを図るといった取り組みも有効かも知れません。

実際、民間では現在、何かしらの専門性を持った方と、その方からのアドバイスを所望する方とのマッチングをおこなうビジネスが非常に活況になっています(例えば「ビザスク」スポットコンサルなど)。

ただ、標準化活動といった分野に限定すると、それがあまりにも特殊であるが故、他のより汎用的な“専門分野”に埋もれてしまい、殆ど機能していないというのが現実のようです(実際、■■■■は「ビザスク」に登録して10年近くなりますが、相談依頼は皆無です)。

従って、今回の B5G 事業での取り組みが、他の産業分野へも広がっていくような国の後押しがあれば、我が国における標準化人材の育成に大きく寄与するものであると思われれます。

本取り組みは、B5G 事業内でもまだ始めたばかりではありますが、今後、経験値を積んでブラッシュアップしていくことで、他の分野の方々へのレファレンスになるよう、努めてまいりたいと思います。

「1.スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化」について

■■■■は今回、B5G 標準化アドバイザーを拝命していますが、本来の生業が(特許戦略立案を含む)技術コンサルであることから、B5G 事業の知財化推進業務にも深く関わっております。

そして、これまで幾つかの(研究委託先の)大学の先生に対して知財化・標準化の観点からヒヤリングなどを実施して参りましたが、その中で強く感じたのは、日本のアカデミックの方々の特許リテラシーが著しく低いのではないか、ということです。

具体的には、

- 「ウチはオープン/デファクト戦略なので、特許は取りません。」と堂々とおっしゃる先生方が多数あり(それは研究者の決めることではない!)

- 実績として報告された特許出願が、審査請求がなされず、全て「みなし取下げ」にされていた(審査請求制度を知らなかったような)。

-それなりに権利範囲の広い有効特許が、単に実施先が見つからなかったことを理由に、高々3年で放棄されていた(少なくとも年金が抑制される9年は保持すべき)。
-特許維持には民間実施が必須、あるいは研究室が費用負担するとのことで、有効特許が次々に放棄されていた(TLOは一体何をやっているのか?)。
などなど。

これらの原因について関係者と色々議論したのですが、1つ想定されたのが、アカデミックの先生方はこれまでに特許について一度も勉強をする機会がなかったのではないかと、ということです。

実際、何人かの先生にお話を伺ったところ、そもそも学生時代に「特許の基礎」などといった講座はなかったか、あるいはあっても選択的で殆ど受講する者はいなかったとのこと(また、仮に受講していたとしても、大昔の学生時代に受けた講義の内容などは、余程関心がない限り覚えていないとも言えそうです)。

もちろん、個人的に知財に興味を持って独学を進めている方もそれなりにはいらっしゃると思いますが、大勢としてはこれまで特許制度のイロハの話聞くこともなく、何となく「特許とはカネ儲けのためのもの(なので、アカデミックには関係ない)」と見ていらっしゃる先生方が多数いらっしゃるのでは、と感じています。

この結果、例えば「大学知財ガバナンスガイドライン」などを見ても、(これ自体は非常に素晴らしい内容だと思いますが)その内容をきちんと理解して実施できる方が(一部の特許オタクを除いて)大学に一体どれだけいらっしゃるのか、換言すれば、折角の貴重な取り組みが、現場から遊離した「上滑りなもの」に終始してしまう(要は、「笛吹けど踊らず!」)のでは、ということ懸念する次第です。

■がB5G事業に関わるようになってまだ半年足らずなので、上記について確定したことは言えません。逆に言えば、高々半年にも関わらず大学関係者の特許リテラシーのお粗末さを感じてしまったというのは、実態として非常に大きな問題が潜んでいる可能性があります。

付きましては、一度アカデミック分野における関係者の特許リテラシーの現状を調査し、その結果、万一■の懸念が当たっているのであれば、全体的な特許リテラシー向上のための(地に足の着いた具体的な)施策を早急の実施すべきと考えます。

以上